

令和4年度 第2回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和4年8月30日（火）
午後7時～午後8時44分
いずみプラザ 講座室

協議会次第

1 開会

2 議題

- ①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画策定に向けた各種基礎調査について（資料1）

3 報告

- ①令和3年度介護保険事業決算報告について（資料2）
- ②介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和3年度）について（資料3）
- ③令和3年度介護保険に関する苦情概要について（資料4）
- ④令和3年度介護支援ボランティア制度の実施状況について（資料5）
- ⑤令和3年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について（資料6）
- ⑥令和3年度介護サービス相談員活動報告について（資料7）
- ⑦隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料8）
- ⑧国分寺市介護保険事業計画に基づく施設整備事業者再公募について
- ⑨その他

4 閉会

出席者等（敬称略）

会 長…… 橋本 正明

副会長…… 本多 勇

委 員…… 林 博巳, 升田 範夫, 森 弘達, 分部 文恵, 富樫 美紀,
鈴木 美重子, 八木 亜希子, 清水 桂司, 加地 裕武,
奥山 尚, 富井 友子

事務局…… 福祉部長（横川）, 高齢福祉課長（澤田）, 計画・事業推進係長（佐瀬）,
介護保険係長（北田）, 計画・事業推進係（小野）, 計画・事業推進係
（大嶽）

1 開会

省略

2 議題

①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画策定に向けた各種基礎調査について

橋本 会長… 議題の1点目、国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画策定に向けた各種基礎調査について、事務局、御説明をよろしくお願いいたします。

計画・事業推進係 大嶽… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の策定に向けた各種基礎調査について御説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。前回までの介護保険運営協議会で御説明しておりますが、今年度に計画策定のための各種基礎調査を行います。本日は、各種基礎調査の調査票について委員の皆様から御意見を頂きたいと考えております。

1、各種基礎調査の一覧を御覧ください。こちらは、前回、5月24日開催の介護保険運営協議会でお示したものを改めて一覧表にしております。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとした7つの調査を行う予定です。表の一番右端にある「配布数」については、それぞれの調査の調査票をお送りする数となっております。こちらは現時点での想定数になりますので御了承ください。

2、各種基礎検査の調査票についてです。資料に記載のとおり、お配りした資料の2枚目以降に前期、第8期計画策定時に実際に配布した調査票を添付しております。先日、東京都から計画策定に向けた説明会が開催され、計画の基本指針や調査票の内容などは、第8期と変更がないことが説明されました。つきましては、第8期計画策定時に行った調査内容と同じ内容で調査を行うことを考えております。なお、ニーズ調査及び在宅介護実態調査につきましては、国が示した調査項目とは別に、国分寺市独自の評価項目を設けており、そちらには「市独自」という囲みを今回の資料につけております。例えば、ニーズ調査で言うと、3枚おめくりいただいて4ページの(5)「お住まいの集合住宅に、エレベーター又はエスカレーターは設置されていますか」という設問については、市独自のものとなりますので、右端のほうに「市独自」とつけております。

簡単ではありますが、御説明は以上となります。各種基礎調査の調査票について御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

橋本 会長… 何か御質問があったら頂きたいと存じます。どの調査からでも結構でご

ざいますので。

林 委員… 幾つかあるのですが、まず、配布数は前回と同様でしょうか。また、配布数を決める根拠はあるのでしょうか。それから4番と6番に「サービスを提供している事業者」と書いてありますが、これはもうどこか決まっているのでしょうか。それはまた前回と同じなののでしょうか。事業者を決める基準は何かあるのでしょうか。

橋本 会長… それぞれ7つの調査について配布数が出ておりますがその根拠、それから前回との違いがあれば、そこのところですね。それから4と5については、事業者はどのようなふうを選定してあるかということで御質問であります。御説明よろしくをお願いします。

佐瀬 係長… まず、1番の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については3,600件となっています。一つの圏域に対して400件ぐらいのサンプルを取るようにということで、国が指針を示しているところです。その400件に対して国分寺市の圏域は2圏域、東西で分かれてはいるのですが、さらにそれを細かく、地域包括支援センターの区域ごとで見えていこうということをやっています。地域包括支援センターは市内に6つありますので、包括支援センターの区域ごとに600件ずつ配布をして、そのうちおおむね400件は返ってくるであろうと予測しております。それで600掛ける6で3,600件というふうに算定しています。

在宅介護実態調査については、600件の回答が必要だということが国から示されています。過去の回収率を見ると6割ほどとなっておりますので、少なくとも半分は回収できるだろうと予測して、1,200件をお配りする予定としております。

施設等利用者及び家族状況調査については、これ以降は市独自の調査票になるのですが、この300件というのは每期、少なくとも第6期から300件ですべて行っているものになります。これ以上増やしても対象の方がそこまでいないというところもありますので、300件という過去の件数でそのまま実施しているところになります。

介護保険事業者調査は、事業者連絡会というのが市内にありまして、そこに参加いただいている事業者を対象にということで考えております。320件というのがそこに参加されている大体の事業者数になります。

介護支援専門員調査については、ケアマネジャーの連絡会がありまして、そこに参加されているケアマネジャーおおむね100人に調査を行っております。

介護職員等調査については、4番の介護保険事業者調査で調査票を送付した事業者で働いている従業員を対象に2人ずつぐらいということで調査しております。ただ、例えば介護保険事業者調査の中に含まれる居宅介護

支援事業所については対象から抜いたりしているのですが、純粋に2倍になってはおりませんが、基本的には介護保険事業者調査の対象のところに、2通ずつ送るということで算定しています。

最後の住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査の9件については、市内にある住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の全部に送る形になっておりますので、9件となっております。

林 委員… 調査票を紙で渡して回収して集計すると思いますが、インターネットで質問を送って回答をもらうということは考えてはいないのでしょうか。今後はそうしなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

佐瀬 係長… お示ししている資料は、前期、第8期計画策定時のものになるのですが、今回については、前回、5月24日開催の介護保険運営協議会でもお話をさせていただいたかと思いますが、インターネットでの回答も考えているところです。調査票については紙で郵送をするのですが、それに二次元コードのようなものを記載して、それをスマートフォンなどで読み取ればインターネットの回答ページにつながって回答ができるように設定する予定でいます。そのページも現在作成中ですので、ハイブリッドというか、郵送でも回答できるし、インターネットでも回答はできるというような形にしようと考えています。

富井 委員… たくさんの調査票をありがとうございます。2点お伺いします。

1点目は全体を拝見したところ、経済的な状況についての項目が特に入っていないかなと思っています。例えば、施設等利用者及び家族状況調査の6ページに「介護サービスを利用することで、経済的な負担はどうなりましたか」という設問がありますが、それ以外では負担と年金との関係については特に触れられていないかなと思っています。これが必要かどうかというところは皆さんの御判断かと思うのですが、例えば御本人の年金でどれぐらい自己負担額を負担しているのかとか、負担できない分を御家族がどれぐらい負担しているのか。それから御夫婦で施設入居されている場合の負担というの、これでは見えにくいかなという印象を受けております。やはり施設に入居したくても経済的に厳しいところもあるということが、この調査だけでは見えない。それは今後の施設整備にも関わってくると思いますし、この後の介護保険料の改定の基金をどうしていくかということも関わっていく話かなと思いましたので、1点それが気になっております。

もう1点は、前回、5月の介護保険運営協議会で、地域包括支援センターからの意見の収集について検討するとお答えいただいていたかと思うのですが、今回の各種基礎調査には入れずに、どこかには入っているのでしょうか。懇談会レベルではなくて、地域包括支援センターの意見が書面

で残るような形で御検討いただけないでしょうかと意見をお伝えしたかと思うのですが、これについては、今回は特に実施しないということでしょうか。

橋本 会長… 利用者の経済的な負担に関する質問と地域包括支援センターへの調査が入っているかどうか。事務局、その辺について御説明をお願いします。

佐瀬 係長… まず1点目の経済状況について、確かに全ての調査票に入っているかというところではありませんので、そこは御意見を今回頂いたので考えてみようかなとは思いますが。

もう1点の地域包括支援センターについてですが、前回、5月の介護保険運営協議会でも申し上げたかもしれませんが、地域包括支援センターの代表の方に計画策定検討委員会の委員として入っていただけるということになっていますので、そこで御意見を頂く形になるのかなとは思っているところです。ただ、それぞれの職員に紙で調査票を送るわけではないので、そこはちょっと考えどころかなとは思いますが、今のところ今回の調査に入れる予定はありません。

橋本 会長… 介護保険制度の当初からですが、受益者負担になっておりますので、介護保険の利用者が負担が重くて使いきれないということも耳にしたりするところでもあります。既に利用している人なのか、利用しきれないと思って使わないか分かりませんが、やはり経済的なことがどこかで聞かれると良いような必要は感じますよね。その辺については御検討いただくということでよろしいですかね。地域包括支援センターのことについては、そんなことでいいですかね。この協議会には、地域包括支援センターからの委員はいらっしゃらないので。

森 委員… 最近、中学生や高校生が介護に携わらなくてはいけない、ヤングケアラーの問題が取り上げられており、教育現場では文部科学省が抽出して調査を行っています。この各種基礎調査でどの程度聞けるか分かりませんが、主な介護者についての設問で、配偶者や孫という選択肢がありますが、年齢がよく分かりません。孫と言っても成人している孫かもしれないし、中学生や高校生かもしれないし、大学生かもしれません。そういったところを市独自の設問で聞くところがあるといいのかなと。かなり社会的に大きな問題になっていますし、今後もそういった問題は増えていくかもしれないので、こういった設問があるといいかもしれません。

本多 副会長… これまでのアンケートを踏まえて、今回がどうかというふうに見ていくのも大事なところだと思うのですが、前回のアンケートのときに、うまく意見が得られなかったみたいなのはあったのでしょうか。つまり先ほどの質問とも関連するのですが、修正をする質問項目というのは、今の段階でどう考えているのか。ちょっと文言を変えるとか、新しく年齢について

の問いを追加するというのは、どれぐらいまでに確定をするのかというのを追加で教えていただければと思います。

橋本 会長… どのくらいまでというのは期限のことですか。

本多 副会長… 期限です。あとは設問を変更するお考えがあるのかということです。

橋本 会長… まずはここで御意見を出していただいて、次回の協議会の開催が10月ですので、そこではある程度最終的な調査票になっていると思います。まずは必要なところは本日御意見を出していただくことになるかと思います。事務局、前回の調査を踏まえて、今回改善をしたとか設問を加えたとか、その辺りについてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

佐瀬 係長… まず1点目のヤングケアラーのことについてです。在宅介護実態調査についてはA票とB票がありまして、B票が家族で介護をされている方についての質問になります。この中で主な介護者の方の年齢は聞いているところではあります。一方で、ニーズ調査には特にそういった設問はありません。ニーズ調査の3ページを御覧ください。一番下の設問で、何らかの介護を受けている方については、「主にどなたの介護、介助を受けていますか」というところまでは聞いているのですが、介護者の年齢について聞いてはいないのです。例えばニーズ調査については、市独自で介護者の年齢を聞いてみる、要するに、在宅介護実態調査と同じように聞くということもありかなとは考えるところでは。

2点目、実際に前回調査を行ってみてそれをどのように修正するのかということになります。まず、各種基礎調査は来年の1月から2月ぐらいに実施する予定でいます。それに向けてこれからコンサル業者と契約を行い、コンサル業者と協力しながら調査票の作成なども取り組んでいこうと考えているところなので、コンサル業者の意見も聞きつつ、介護保険運営協議会などで頂いた御意見を参考に変わっていくと考えているところです。

大体ですが、年明けには実際に調査を開始する予定ですので、年内には調査票については確定させていくということになります。前回の調査を受けてというお話がありましたが、本日お示しした資料は第8期計画策定時の調査票そのものになりますので、今回の調査用に修正を行ったものではありません。本日御意見を頂いたところや、先ほど申し上げたようにコンサル業者などと相談しながら、必要な設問を追加したり変更したりしていくことを考えております。ただ、ニーズ調査と在宅介護実態調査については、国の示している調査項目になりますので、あまり変えてしまうと趣旨がずれてしまって、他自治体との比較ができなくなってしまうので、そこは注意しなければいけないかなと考えているところです。

橋本 会長… しかし、市独自の項目も入れられるわけですから、必要なところがあれば御検討いただくということをお願いをしておきたいと存じます。

次回の介護保険運営協議会では本日の御意見を踏まえて整理したものが提示されるというふうに考えておりますが、そんなことでざっくばらんに何でも今の段階で御意見頂ければと思います。

升田 委員… ニーズ調査の12ページ、問7の健康等についての部分でお聞きします。

(5)に市独自として「習慣として運動をしていますか」という設問があります。その次に食事についての設問がありますが、睡眠がとれているかどうかというのも、市独自で入れてみたらどうかと。いわゆる健康の3要素は運動と食事と睡眠ですよ。これは3本セットだと思うので、できれば市独自で入れていただけたらいいかなと思いました。

それから(5)①に「習慣として運動していない主な理由はなんですか」というのがありますが、この選択肢の一つに、市内の運動環境の整備についての要望があったら聞いてほしいなと思います。そういう施設が近くにない方が結構いらっしゃるような気がして。国分寺市でウォーキングというと普通の路上を歩いている方が多くいるのですね。他の自治体には専用のウォーキングコースなどがあるようなのですが、そういう環境があれば運動しやすいということもあると思うので、それを聞ければ聞いてほしい。その他でもいいですが。

続けて13ページの(6)について、「あなたは、運動したり、栄養バランスのとれた食事をとっていますか」と二つのことを聞いています。聞かれたほうはちょっと答えにくいですよ。運動はしているけど食事はとってないということもあると思います。それから(5)で運動については聞いているのですね。それだったら(6)からは「運動」を取ってしまってもいいのではないのでしょうか。そのほうが答えやすいし、運動と食事の両方を完全に行っているかは人によって違いますから。試しに自分で回答してみたら、ちょっと答えにくいなと感じたので。

橋本 会長… 今の3点について、市独自の設問でありますから、事務局、御検討いただけますか。

佐瀬 係長… まず1点目の睡眠について、どこまで聞くかというのは難しいところです。特にニーズ調査は調査項目が非常に多く、細かいところまでどんどん聞いていくと、答えるほうも大変かなというのがありますので、睡眠についてはちょっと難しいかなという印象を受けます。

2点目、運動していない理由について、例えば「外での楽しみがない」というのが選択肢の中に入っていますので、もちろんそこで丸をつけていただくことにはなるのですが、そこで、どういったものがほしいかというのを聞いてほしいということですよ。

升田 委員… そうです。

佐瀬 係長… そこまで回答欄をつけられるかというのは難しいところではあるのです

が、例えば「その他」に書いていただくということをお願いすれば良いのかなと思います。

3点目については、私も見ていておっしゃるとおりかなと思いますので、「栄養バランスのとれた食事を取っていますか」もしくは「食事の栄養バランスを気にしていますか」というような設問に変えたほうがいいのかというのは感じましたので、検討させていただきたいと思います。

橋本 会長… そうですね。検討はいただくということです。確かに今お話ありましたように、調査項目が多いと答えるほうが途中で投げってしまうのですよね。それは注意していかなければいけないところかと思しますので、内容に今のようなことが含まれるような形でブラッシュアップして、あまり複雑にしないで答えられるような形をつくっていくことが大事かなと思います。市独自調査のところですから、全国調査の項目と違いますので、御検討いただくようにしたらと思います。そのほか、いかがでしょうか。

八木 委員… 様々な市の独自調査の内容が、地域課題に対応した形に反映されていくと思うのですが、設問が国分寺市でなくても、世間一般の方たちに対応するような内容が多いように思います。よくこういう会議でも出てきますが、国分寺市だと例えば坂が多い地域、商店街がない地域があり、様々な地域課題の中でも住んでいる地域によってニーズが違ってくることが多いというのを常日頃思いますので、そういう地域課題に対応するものを生かすには、国分寺市だから聞きたい、聞いてほしいニーズというのが市独自の設問に生かされると、もっと違うのではないかなと思います。

橋本 会長… 国分寺市で生活する市民がどういう生活課題を持っているか、ニーズを持っているかということ、少し組み込まれたらいいのではないかという御意見だと思います。確かにそれはそのとおりだと思いますね。何か付け加えて御質問、御意見はありますか。

富井 委員… 今の地域課題のところでは伺います。先ほどの施設入所との関係もあるのですが、例えば老健を転々としてしまう方がどれくらい今いらっしゃるのか、数として分からないのですが、そういった一つの事業者だけで聞くのでは分からない、施設を転々とするとか、病院と施設との連携、ケアマネジャーと入退院に関わるところの医療の連携とか、そういったところが少し地域差が出るところではないかなと思っております。具体的にこういう項目が足りないのではないかということまでは言いにくいのですが、そういった医療との関係性の項目というのも、その地域課題の中に入っているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

橋本 会長… 老健のお話が出ましたが、清水委員、何かお感じになられるところありますか。

清水 委員… 施設の利用の仕方についてはそれぞれで考えが違うので、調査票に載せ

るにはちょっと難しいかなと思います。医療となると介護保険から離れる部分もあるかもしれないので、老健というか施設利用をどういうふうに考えているかとか、老健の使い方をどういうふうに考えているかというのが、本人というよりも御家族の意向がかなり様々なので、ちょっと質問としては細かくなりがちな感じです。

橋本 会長… 老健を転々とするという話は、以前は聞いていましたが、今の状況がどうなのか分かりませんが、老健というのは生活施設というよりも療養施設、リハビリ中心でするところです。機能を回復して在宅生活を送れるようにしていくということがポイントになるわけですが、その辺についてはどうですか、実態的には。

清水 委員… 老健は生活の支援と医療、健康管理、一部医療行為等で、トータルで医療負担が比較的ほかのサービスと比べても、お得感があるということをよく知っていれば知っているほど、できるだけ老健にいられる時間を長くしようと。それは本人の生活能力を高めるとか維持するというよりも、費用負担面を御家族が優先してサービスを使いたがるという、それはサービスの制度のことをよく知っていらっしゃる御家族であればこそで、それに対して良いとか悪いとかは我々からは申し上げにくいです。そういう判断をする方については、既に御家族が次の老健を決めてきて「この日に退所するので手続してください」ということが起こっている方もいらっしゃいます。制度のはざまで、特養に入所したいけれど要介護3以上でない方、入所を待っている方、申し込みたくても申し込めない方、そういった方が有料の施設には費用負担が厳しいので行けないし、介護付き高齢者住宅のようなどころだと状態が重たくて入所できなかったり、入所し続けられなかったりすることもあるから、消去法的に老健にいるというような方もいらっしゃいます。ですので、正しく老健の役割を果たそうとする部分と、サービスを上手く使い分ける方に対するサービス提供という二極化というか、使い方が家族の意向によって分かれている感じがあります。

また、施設としては3か月だったら3か月と利用期間に強くこだわって在宅復帰を強く勧めることもできなくはないので、そこは施設の経営方針なども関係してくると思います。

橋本 会長… 基本的にニーズがどこにあるかということなのだと思うのですよね。一応、この施設はこういう機能、この施設はこういう機能と政策的には整理ができていますが、利用者の生活実態やニーズの側から言うと、それがぴったりくるとは限らないということがあるのだろうと思います。その辺のニーズがこの調査で出てくると良いなと思いますが、なかなか今のお話では…。

清水 委員… これをアンケートで浮き彫りにするというのは、相当テクニカルになる

かなという感じがします。

- 橋本 会長… もっと言えば、やっぱり施設利用と在宅生活のところがどの辺で線を引くのかということも含まれていますよね。それがこの在宅介護実態調査や施設等利用者及び家族状況調査から浮かんでくると良いと思います。なかなか、基本に関わるような、根本に関わるようなところ、ニーズのところになりますから、どうですかね。今言ったようなところが調査の中で出てくるような工夫はできますかね。調査の中で。
- 佐瀬 係長… 清水委員のお話を伺っていて、やはりなかなか難しいなと、私も聞きながら考えていたところです。また、例えば介護保険事業者調査であれば全事業者に聞きますので、老健に限って聞くわけでもないというところもありますので、なかなか絞った設問はつくりづらいかないというのが正直なところです。事務局としての感想みたいになってしまいますが、そんなところになります。
- 本多 副会長… 清水委員のお話をうなずきながら聞いていました。施設等利用者及び家族状況調査の中で、先ほどの富井委員の指摘もなるほどと思いながら聞いていたのですが、施設の種別にかかわらず、本人や家族が在宅の生活のときも含めてですが、どれだけ専門職、ケアマネジャーや施設の生活相談員や支援相談員に相談をして、ある種シームレスな、あるいは連携の上でのサービス利用ができたかということでは上手くすると聞けるのかなと思います。細かい事象までは難しいかもしれないですけど、その辺りについて聞いておくことは、介護保険事業者や提供者、行政のサイドからすると一つの大事な要素なのかなと思いながらお話を聞いていたところです。
- 橋本 会長… なかなか当事者、御家族や御本人からの調査で導き出すというのは微妙なところがありますが、客観的に支援をしているケアマネジャーに対する調査では出てくるのではないかというのは期待できる感じがしますよね。5番の介護支援専門員調査の中で、少し工夫ができないかなと思いますが、事務局どうですかね。
- 佐瀬 係長… 介護支援専門員調査の7ページに「関係機関との連携について」という設問はあるのですが、これをそのまま使うのかどうかというのは、今後検討していけばいいのかなと考えています。
- 橋本 会長… そうですね。工夫して考えていただくということにしてはどうかなと思います。そのほかいかがでしょうか。
- 升田 委員… 介護保険事業者調査の7ページに「第三者評価の受審状況について」というのがあります。施設の品質は非常に大事だと思います。この質問があることは非常に良いことだと思いますが、前回調査した際は受審した施設はどれくらいありましたか。もし分かれば教えてください。
- 橋本 会長… これは施設や法人が決めて、受けるということになるわけですが、どの

くらい受審しているか分かりますか。

佐瀬 係長… 前回調査の結果はもちろんあるのですが、今、手元に持ってきていませんのでこの場でお答えができません。申し訳ありません。

升田 委員… 分かりました。その次の、問16-1で「受審していない理由は何ですか」と聞いているのですが、これは大事なところなのでもう一步踏み込んだ質問をしてほしい。「市としてどんなサポートがあれば、受審可能ですか」という、できない理由を聞くのではなくて、どうしたらできるかという質問を入れてもらえると、受審が進むのではないかなと思います。できない理由を聞くよりもどうしたらできるかという質問を追加して、何か書いてもらう。例えば「専門員を誰かつけてほしい」とか、いろいろな意見があると思うのですが、その専門の人員を割くことが難しいならば、市で養成して派遣する。そのニーズをまとめてみたら、今後の進展につながるのではないかなと思ったので、「どんなサポートがあれば受審が可能ですか」という設問を16-1の次に入れていただくと良いのではないかなと思いました。

橋本 会長… 財政的な支援は東京都からありますよね。だから、それがあっても受けないというのはどういう理由なのか。この設問については検討していただくということにしてみたらどうかかなと思います。仕組みはしっかりとできているわけですから。

介護職員等調査については、鈴木委員、いかがですか。

鈴木 委員… 今、現場の人数が少ないので、どうしたらまた増えるかという、この間のお話ではありませんが、事業所も躍起になっていますがなかなか人が集まらないというところでは頭打ちみたいなのところがあります。そこをどうしたらこういうものに反映できるのかなというのが、痛しかゆしみたいなのがあるのですが、これを介護職員になる人が見るかといったら見ないので、ですから、それをもうちょっと広げられるような方法はないかなというのを思っております。

橋本 会長… どの領域でも介護職員の人手不足は言われていまして、特に訪問系サービスのところは多分一番大変なんだろうと思います。どういうことがあれば働き続けて、また仲間を呼んで来てくれるかというようなこともありますよね。

鈴木 委員… これが職員と家族だけではなく、一般的にもうちょっと見る機会がある方がいれば良いかなと思いました。

橋本 会長… 介護職員への調査で何が聞けるかということはあるかと思いますが、多分現場の声としては「いっぱい入ってきてほしい」ということですよね。富樫委員いかがですか。

富樫 委員… 人材確保に関しては、以前からだいぶ特に訪問介護は厳しいという現状

があると思います。こういったアンケートもありがたいし大事なことではあると思いますが、1点、もし可能であればというところで、介護保険事業者調査の4ページですね。大きい5番の問9もそうなのですが、幾つか課題の題名というか、小項目が書かれているのですが、具体的にここに表現できないような課題もありますので、この設問の下に、全体的な意見ではなくもうちょっと細かく知ってほしいことを書き込める意見欄のような空白の部分を追加していただくことが、もしできるなら、書く側としてはありがたいと思いました。

橋本 会長… それは介護保険事業者調査についても、直接の仕事に当たっている職員向けの調査もそうですね。

富樫 委員… 設問を拝見したところ、毎回そうなのですが、どちらかという介護事業所の実態や抱えている悩み等を答えるアンケートというよりは、法律に沿ってしっかりと経営していますかという確認のアンケート、設問が幾つか基準に基づいてつくられてはいると思うのですが、そういう内容になっています。先ほど鈴木委員もおっしゃっていたように、事業所が所属している地域によって、抱えている悩みや課題がいろいろ出てくると思います。事業所が意見を直接文章で書き出せる場所があると、地域包括支援センターや東京都との関わりもそうなのですが、そういった地域性や地域課題が少し見えてくるのではないかなと思いました。

橋本 会長… 大変良い建設的な御意見だと思います。自由回答欄を設けることで、抱えている、日ごろ考えているような悩みも、そこに浮き出てくるような。

富樫 委員… 私の勤めている事業所の近隣には、ほかにヘルパーの事業所がないですね。どちらかという駅の近辺に集中しています。地域包括支援センターが抱えている悩みもそうですが、地域性によって事業所ごとで悩み、問題としているところが違うと思いますので、そのような意見を書ける欄があると助かると思いました。

升田 委員… 介護職員等調査の5ページの(4)に「不安や悩みに対してどのようなサポートがあればといった要望はありますか」という自由記入欄があります。これは非常に良いと思いますので、同じ設問が介護支援専門員調査のほうにもあっていいのかなと思ったのです。介護支援専門員調査に加えるとするなら、5ページの「業務上の悩みや問題点について」の最後が良いと思います。やはり介護支援専門員にも介護職員と同じように、要望を書ける欄があると良いと思いますので、加えてほしいなと思いました。

橋本 会長… 1番のニーズ調査と2番の在宅介護実態調査についてはそのままとして、3番から7番については御意見を書いていただけるような欄を検討してもらおうということにして、現場の実態や声が多く上がってくるような調査にしてほしいと思います。

- 加地 委員… 3点ほどあります。まず大前提として、このアンケートの結果、特に介護保険事業者調査の回答結果は、その事業者に送られるという理解でよろしいでしょうか。
- 佐瀬 係長… 回答結果を各事業者に個別にお送りしておりませんが、全体の結果として市のオープナーなどで公表しています。
- 加地 委員… 先ほど現場の方の働きやすさについて話が出ていたと思いますが、介護保険事業者調査を見ると、人材の確保についての質問の意図がよく分からないところがあります。例えば6ページの間14の選択肢4番「職場環境を整える」。これは全部含まれている内容だと思われるものがある。何かといえば、多分4番に丸をつけるのだと思うのですが、実質的な質問になっているのかなという気がしています。事業者側が働いている方の悩みなどをアンケートの集計結果から確認をして、現場を改善していくことが理想だと思います。つまり、事業者側のある意味一方的な意見をアンケート結果として集計するよりは、事業者側から見て、働いている職員が何に不満を持っているのかというところが、まず事業者側の認識を確認した上で、それに対してどういう改善策を取ろうとしているのか、あるいは取っているのかというところのアンケート結果として出してもらった方がいいのかなと思いました。そうすると、介護職員等調査については、4ページの間9で悩みや不満等を回答できるようになっているのですが、例えばこれと同じ内容を働いている職員に回答してもらい、それに対してどういう対策をとっているのかということを経営者に回答してもらって、それと働いている職員の意見が一致しているのか、要するに、事業者側は働いている職員の不満点を理解して対策を取っているのかというところを、理解してもらったほうが実質的な意味があるのかなと思ったところです。
- それとは別に、介護予防・日常生活圏ニーズ調査の14ページの間9(3)で消費者被害等の対策についての設問があり、選択肢に対策の項目が挙げられています。消費者被害にはいろいろありますが、いわゆる特殊詐欺についての対応を念頭に置かれているのかな。仮に置かれているのだとすると、回答項目の趣旨が分からなくて。このアンケートを通じて、こういう意識を持ってくださいという趣旨でアンケートをつくっているのか。実際に行っている対策についてアンケートを取りたいのか。もし目的が「こういうことを対策として考えてください」という趣旨なのであれば、警察に相談をすとか、消費生活センターもありますから、そこに相談すとか、そういった具体策をなるべく多く挙げて気づいてもらう。そうでなくて、単純にどのような対策をしているのかと聞きたいのであれば、その他という選択肢は設けるべきなのかなと思います。
- 橋本 会長… これは実態調査でありますから、これをもとにどういうふうな施策につ

なげていくかというところだろうとは思いますが。事務局、御質問に対して御意見頂けますか。

佐瀬 係長… 消費者被害に関しての設問については、委員おっしゃるように、もともと設問をつくった時には、こういう対策があるということを意識していただくというのを目的にあえてつくっている設問だったと記憶しています。設問の選択肢が足りないのではないかというお話なので、ちょっとそこは考えてみようかと思えます。

また、事業者の問題点を把握していただくというお話については、どうしたらいいか悩ましいところです。確認ですが、従業員に不満に思っていることを聞いて、それを事業者が回収をして、その上でそれに対してどう対応するかということでしょうか。

加地 委員… 労働環境の改善という話になると、どこに問題があるのか事業者側が把握しなければ改善ができません。事業者側が考える働く側の不満点を、働く側から聴取してくださいということではなくて、事業者側にはおそらくこの点が働く側の不満になっているだろうということをアンケートで回答してもらって、実際に働いてる方のアンケート結果との相違ですね。事業者が思っているところと働く側が思っているところが異なるのであれば、そこはすり合わせて事業者は改善しなければいけないのではないかと、そういうことを申し上げたのですけれど。

佐瀬 係長… 事業者と従業員、それぞれ設問としては同じような内容で、不満に思っていることと不満に思っているであろうことという感じの聞き方になると思うのですが、それぞれを聞いて、実際に結果としてパーセンテージがずれているところがギャップになるので、それを発見していくというお話ですね。

加地 委員… そうですね。事業者がそれを見て「もしかしたらうちの従業員はこういうことを思っているかもしれない」とか「こういう対策を取ったほうが人材の引き止めにつながるのではないか、あるいは採用につながるのではないか」という気づきにつながるほうが良いのかなと思います。「職場環境を整える」という回答だと、実際に何をされているのかがよく分からないということですね。

橋本 会長… 確かに働く労働環境というか労使の関係のことについての資料になるような調査にしていくことがあっていいのではないかという考え方かと思いますが、あまり突っ込んだところまでこの調査でできるかどうかというのは、なかなか難しいかもしれないですね。趣旨はよく分かりますが、個別ということもありますから。しかし、せっかく行う調査で事業者にとって参考にできるようなデータが出てくるようにするということは、調査に事業者が真剣に取り組むということにもつながるのだろうと思えますね。

それと介護職員等調査については、対象が各事業所から2人ということになりますので、全体的な傾向が出てくるだろうと思います。その辺少し検討してみて、せっかくする調査でありますので、役に立つ調査になる必要があると思います。

加地 委員… 介護保険事業者調査の4ページの間8、苦情や相談の対応体制についてです。アイウエまでが多分苦情を受け付ける入口のところなのですが、苦情は受け止めただけでは意味がなくて、それに対して改善策を立てて、具体的な対策として行っていくことが重要なのかなと思うと、受け付けた後の、事後の対策についてが、オシかないというのはどうなのかなというのが率直な感想です。要するに、例えば職員間で具体的な対応策について検討する、そういう体制を構築しているなどの具体的な項目があると良いのかなと思った次第です。

橋本 会長… そのお話も役立つ調査になってほしいということでの御意見だと思えます。そこも踏まえて、時間が少し超過をしていますので、たくさんの御意見を頂きました。大変示唆的なお話も頂いたので、事務局、とにかく踏まえて案を少し検討していただくということで、次回には整理したものが出てくるようにしてもらいたいと思います。よろしいでしょうかね。

本多 副会長… しょうがない部分もあるとは思いますが、全体的につらい方向の問いが多い気がしています。介護職員等調査には仕事で満足したことについて記載する項目はあるのですが、プラスのエピソード、仕事の中でよかったこと、聞き方は難しいですが、自由記述でもそういうプラスのところを少しでも聞けると良いと思います。「介護ってつらいのね」ではなくて、こんなに良いプラスの側面もあるんだなというところが。

橋本 会長… まさにそれが大事なところだと思います。調査自体は施策に生かしていくためのデータにするということがありますが、ただ現場で一生懸命仕事している人のモチベーションを上げることにつながるようなことであってほしいという、先ほど鈴木委員からもお話ございましたが、その辺は踏まえていただければと思います。

よろしいでしょうか。大変いろいろな御意見を頂きまして、ありがとうございました。大変全体的に示唆的なお話が頂けてよかったと思います。

それでは、そんなふうなことで、調査票の作成に取り組んでいただきたいと、事務局にはお願いしておきたいと存じます。

3 報告

①令和3年度介護保険事業決算報告について

橋本 会長… 報告事項の1点目、令和3年度、昨年度の介護保険事業決算報告について、事務局お願いします。

澤田 課長… 令和3年度介護保険事業決算報告について御説明させていただきます。
お手元に配布しております資料2を御覧いただきたいと思います。ボリュームがございますので、ポイントを絞って御説明させていただきたい
と思います。最初のほうの事業の支出の詳細などについて割愛をさせていただき
まして、9ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和3年度の歳入歳出決算額の内訳となっております
ございます。表の左のほう、歳入を御覧いただきたいと思います。表の一番
上、介護保険料につきましては、前年度比で0.5パーセントの増となっ
てございます。令和3年度につきましては第8期計画の初年度ということで、
第7期の保険料の基準額と同額据置きとしておりまして、保険料の基準額
として上がっておりません。第1号被保険者の数は、前年度比で1パー
セントほど増えているのですが、所得段階第7段階から第9段階につきま
しては、所得金額の条件を若干引き上げたという影響もありましたので、実
際の保険料額への影響は0.5パーセントの増にとどまっているという状況
でございます。

歳入の下から2番目、11の諸収入を御覧ください。こちらの増減率が
553パーセントと大きくなっておりまして、こちらについては第三者行
為に係る損害賠償金で、大きな金額の収入がありましたので、増減率が大き
くなっているというところでございます。

表の右、歳出につきましては、上から2番目、保険給付費について、前
年比0.2パーセントの伸びという状況になっております。減少の要因とし
て影響の大きいところでは、介護老人保健施設の実績値が大きく落ち込ん
でいるというところがございますが、コロナ禍にありましてサービス種
別によって実績が伸びているものが多くございます。介護給付費の合計と
しては1パーセントの増、介護予防給付費では全体として2.5パーセント
の減となっております。合算した給付費全体としては、前年度とほぼ横
ばいとなっているという状況です。歳出の合計としましては、この表の一
番下のとおり1.4パーセントの増となっております。

歳入歳出の差引額につきましては、右下にありますとおり、3億
1,216万7,591円となっております。こちらの金額につきましては、今
年度精算を行うという形になっております。

おめくりいただきまして10ページを御覧いただければと思います。右
上、(2)決算剰余金ということで、こちらに先ほどの3億1,000万円
強の金額がございます。介護保険の制度につきましては、国、東京都、市、
また、支払基金、こちらは40歳から64歳までの方の保険料になりますが、
それぞれについて制度上の負担割合が法令で定められております。実際の
給付の分よりも超過しているお金につきましては、それぞれ返還をすると

いう形になります。返還の具体的な金額につきましては、(2)の表の下の欄にありますとおり、国の負担金では1億円弱、東京都の負担金で2,000万円強、市の繰出金として6,000万円強、支払基金の超過分が1,800万円強あるというところで、こちらが返還の対象になります。こちらの表の一番上の介護保険料につきましては、65歳以上の方の介護保険料となりまして、精算した残りの金額につきましては、準備基金に積立てとなります。年度ごとに不足が生じた場合については、この基金からの取崩しを行うこととなります。先ほど申しました国等の負担率につきましては、10ページの下の方に書いてございますが、例えば国の負担金の率につきましては、施設分としては全体の15パーセント、その他のサービスについては20パーセントといった形で全て負担割合が決まっているという形となっております。交付額のうち、精算して超過した分につきましては、こちらの負担割合に合わせて金額を算定して、剰余金を返還しているという形になります。

次の11ページについては、介護給付とはまた別のいわゆる地域支援事業の精算額となっております。こちら先ほどと同様に国、東京都、市、支払基金それぞれの負担割合が表に示されているとおり決まっております。こちらに基づいて精算を行うという形でございます。

1枚めくっていただいて13ページ、積立基金についての表を御覧いただければと思います。先ほど御説明しましたが、65歳以上の方の介護保険料につきましては、精算の結果の残余の分につきましては、この介護給付費準備基金に積立てを行っております。右端の年度末現在高、こちらが年度ごとに書いてございますが、一番下、令和3年度末の時点で基金残高が10億9,331万6,000円となっております。基金の積立てにつきましては、現在第8期の計画については、先ほども御説明いたしましたが、基金を取り崩すことによって、保険料の基準額は第7期から据置きという方針で計画を立てておりまして、初年度、令和3年度分については基金の積増しはそれほど多くないという見通しでいたのですが、実際のところは介護給付費が思ったほど伸びなかったといったところもございましたので、基金が1億5,000万円ほど積増しになったという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして14ページでございます。こちらについては具体的な介護給付費の状況となっております。昨年度も長引く新型コロナウイルス感染症の影響がございました。令和2年度の決算報告では、通所型のサービスに全般的に減少傾向が見られたという分かりやすいところがあったのですが、令和3年度についてはサービスごとにばらつきがあります。表の上のほうの居宅サービスにつきましては、全体的に前年度比増となっておりますが、通所リハビリテーションと短期入所生活介護につい

ては、給付費は減少となっております。その下、地域密着型サービスにつきましては、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、それからその下の施設サービスなどについて前年度比減少となっているサービスがございます。右の15ページにつきましては要支援者に対するサービスの状況となっております、こちらも傾向としては似ているようで、サービスによって増えていたり減っていたりするという現状となっております。

おめくりいただきまして、17ページを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、第8期の初年度であります令和3年度の事業計画の数値と実績値の比較となります。先ほども御説明したとおり新型コロナウイルス感染症の影響が出ているとは思いますが、サービスによって実績が伸びているものと減っているものがあるという状況でございます。一番右側の達成率を御覧いただければと思っております。

おめくりいただきまして、18ページにつきましては、要支援者向けのサービスの計画値との比較となっております。

19ページは要介護認定申請の受付と認定調査の件数となっております。令和2年度と比べまして令和3年度は申請件数が大幅に伸びているという状況です。令和2年度の決算報告では、平成30年度に認定有効期間の延長がありまして、最大24か月だったものが36か月に延長されたというところで、この影響もあって大幅に件数を減らしていたのが平成31年度と令和2年度との比較というお話をさせていただきました。令和3年度についてはその延長された有効期間の終期となる年度になりましたので、平年並みに戻るのではないかと予想を立てていたのですが、実際はまだまだ施設への認定調査、立入りができない状況が続いております、調査できないものにつきましては、職権による期限延長を行っております。そういった対応を行ったケースが相当数ありまして、この平成31年度並みまでには数字が戻らなかったというところで考えてございます。

21ページ以降につきましては、給付実績の分析をデータで載せておりますので、御覧いただければと思っております。23ページ、24ページについては、市が独自で実施しております市町村特別給付のサービスとなります。23ページの送迎サービスについて、例えば市内が送迎エリアの対象外となっているサービスを利用した場合などについて、こちらの送迎サービスが利用できるというものでございます。めくっていただいて24ページについては、緊急時の受入れということで、ショートステイサービスを市町村特別給付で実施しているというものでございます。25ページにつきましては、支給限度基準額に対しての居宅サービスの利用状況を載せております。26ページにつきましては、第1号被保険者数の推移となりますの

で、御参照いただければと思います。

おめくりいただきまして28ページを御覧いただきたいと思います。こちら介護保険料の徴収状況となっております。表が3段組みとなっております。一番上の特別徴収につきましては、年金からの天引きとなっておりますので、基本的に徴収率は100パーセントとなります。2段目については普通徴収、いわゆる納付書で納めていただく形の徴収となっております。徴収率については、令和3年度は95.2パーセントとなっていて、前年度が94.7パーセントでしたので、0.5パーセント数値が上がっているという状況でございます。保険料全体としましては、表の下のほうにあるとおり99.4パーセントということで、前年度と同じとなっております。29ページにつきまして、納付方法、還付状況、保険料の時効を迎えたものであります不納欠損についての状況を記載してございます。

おめくりいただきまして、30ページには低所得者対策の状況を記載しております。昨年度の傾向としましては、(2)の保険料の減免状況を御覧いただければと思います。東日本大震災の被災者の方や生活困窮者に対する減免を実施しております。さらに引き続き新型コロナウイルス感染症によって収入が減少した方について減免を行っております。昨年度は21件という実績がございました。こちらの減免については今年度も引き続き実施をしているというところでございます。31ページにつきましては、利用料の減免状況となっておりますので、御参照いただければと思います。

おめくりいただきまして最後のページになります。介護予防・日常生活支援サービス、いわゆる総合事業というものについての状況となっております。要支援者の方に対する訪問介護、通所介護については、こちらの総合事業に移行しているということです。令和3年度については、計のところにありますとおり、1億5,753万7,208円となっております。令和2年度は1億4,658万8,036円でしたので、前年度比で7.4パーセントの増となっております。中でも前年度と比較しますと通所型サービス、A7については前年度は実績値がかなり下がったのですが、令和3年度については大きく数字を伸ばしまして、2年前、平成31年度の実績値を上回る結果となりました。こちらの影響が大きかったために、全体として前年度の合計の数字を大きく上回りました。

大変駆け足で申し訳ありません。説明については以上となります。

橋本 会長… 昨年度の決算状況です。何か御質問はございますか。よろしいですかね。こういう状況であるということの御報告でした。

②介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和3年度）について

橋本 会長… 報告事項の2点目、介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和3年度）についてということですのでよろしくお願いします。

北田 係長… 介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和3年度）について御説明させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。認定者数については、計画値5,746人に対して実績値5,711人とほぼ計画どおりの人数になっております。その下の受給者数についてですが、（1）介護サービスにおいて、居宅サービスでは毎月2,900人台、地域密着型サービスは毎月660人前後、施設サービスは毎月600人前後となっております。（2）介護予防サービスにおいては、居宅サービスは毎月500人前後、地域密着型サービスは毎月6人前後となっております。

続きまして2ページに移らせていただきます。こちらの説明をさせていただく前に、昨年度との違いを説明させていただきます。右側の「説明」と書いてあるところについて、昨年度までは「分析」と表示をしておりました。令和3年度第2回国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会にて御指摘を頂きまして、推測の域を出ないところがあるということから、「説明」という形に改めさせていただいております。また、この「説明」欄については、令和3年度の差異が計画値に対して10パーセントを超えている、又は10パーセントを下回っている場合に記載しているということですので御理解いただければと思います。

（1）介護サービス給付費については4ページ中ほどの小計（A）のとおりです。（A）の説明にも書かせていただきましたが、介護サービス給付費全体としては、元年度から3年度にかけて給付費の実績値では増加しており、給付費全体で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的である可能性が考えられます。

続きまして（2）介護予防サービス給付費についてです。この小計は6ページ中ほどの小計（B）のとおりです。介護予防サービス給付費の実績値は、元年度から3年度にかけて減少していますが、2年度から3年度にかけての減少率は、元年度から2年度の減少率に比べて小さくなっております。ちなみに2年度から3年度の減少率は約2.5パーセント、元年度から2年度の減少率は約4.1パーセントとなっております。

（3）その他の給付費については、同じ6ページの下から2段目、小計（C）のとおりです。こちらにつきましては元年度から2年度にかけて増加していますが、3年度は減少しています。これは、特定入所者介護（予防）サービス費の3年度の制度改正の影響によるものと考えられるということをお「説明」欄に書かせていただいております。

その下の標準給付費につきましては、先ほど申し上げた小計（A）、

(B), (C) を足したものになります。標準給付費全体としては元年度から3年度にかけて、給付費の実績値では増加しています。給付費全体で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的である可能性が考えられるということに記載させていただいております。

7ページを御覧ください。(4) 地域支援事業費につきましては、令和3年度の差異が10パーセントを超えていない又は10パーセントを下回っていないということで説明は省略させていただいております。令和3年度の計の欄にあるとおり約100パーセントということになりますので、ほぼ計画どおりであったということです。

その下の(5) 市町村特別給付費につきましては、高齢者送迎サービス費については元年度から2年度にかけて減少していますが、3年度は増加に転じています。その下の高齢者緊急ショートステイサービス費につきましては、元年度から2年度にかけて増加しましたが、3年度は減少しています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

橋本 会長… 細かい数字なので、理解がなかなか厳しいところがあるかと思いますが、制度の改正があったり、新型コロナウイルス感染症の影響があったりしているということは全体的に言えるかなと思います。何か御質問はございますか。サービスの減少になっているというのは、利用者も困っており、事業者も経営的に困っていると見てとれるのではないかなと思います。このような状況だったということで御理解いただければと思います。

③令和3年度介護保険に関する苦情概要について

橋本 会長… 報告事項の3点目、令和3年度介護保険に関する苦情概要についてということで御説明よろしく申し上げます。

北田 係長… 令和3年度介護保険に関する苦情概要について説明させていただきます。

資料4を御覧ください。左上の年度別苦情受付件数の推移という表になります。令和3年度につきましては23件でした。令和2年度は22件でしたので、令和2年度と比べるとほぼ同じ件数だったということになります。

続きまして、その隣、右上の苦情受付件数の月別推移になります。5月は7件と突出して多くなっておりませんが、2月は3件、それ以外の月についてはおおむね1件から2件の苦情を受け付けている状況でございます。

続きまして左下の表、申立人の分類になります。実際に苦情を申し立てているのはどなたかということですが、23件中17件が家族からで、家族からの申立てが多くなっておりまして、続いて本人からの申立てが多くなっているのが昨年度の状況です。

その隣、右下の苦情内容等の分類を御覧ください。23件のうちサービ

ス提供・保険給付に関することが22件で圧倒的に多くなっております。

おめくりいただきまして、2ページ以降は苦情内容等の概要ということで、先ほどの23件の苦情の内容を載せさせていただいております。個人の特定がされないよう、概要という形で載せさせていただいております。件数につきましては、同じ方から同じ内容の苦情を受け付けるというケースもございまして、そちらにつきましては、例えば2ページの一番下の計4件というところ、3ページの下から2段目の計4件というところになります。これらを合計すると計23件になっております。令和3年度は、ケアプランに関するのではなく、ケアマネジャーに関しての苦情や施設に対しての苦情が多かったという傾向になっております。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

橋本 会長… 2ページ、3ページに具体的な報告が挙がっておりますが、何か御質問ございますか。全体的な傾向についても、ケアマネジャーに対する苦情が多かったというようなことが言えるかというところでございますが。何かトラブルになっているケースはございますか。

北田 係長… 最近は介護保険だけで対応できるような内容でないお話もあり、介護保険としてできることとできないことを相談者の方にお伝えさせていただいております。介護保険としてできることは対応させていただいて、できないものについては担当窓口等を御案内させていただいております。そのように御案内させていただいてもなかなか御理解いただけないことがあり、数回にわたって御説明させていただくケースがございました。

橋本 会長… 苦情概要では分かりませんが、苦情から発展して裁判になるというケースもありますし、施設側の対応が悪いこともあれば、ある種非常に感情的になってしまったりとじれるというようなこともあると思います。施設等利用者、また、家族の間に立って、保険者として市にはそれなりの役割を果たしていただければというような感じを持ちました。何か御質問がございまして、よろしいですかね。令和3年度は23件の苦情があったということで、御報告がありました。

④令和3年度介護支援ボランティア制度の実施状況について

橋本 会長… 報告事項の4点目、令和3年度介護支援ボランティア制度の実施状況について、御報告をお願いします。

佐瀬 係長… 令和3年度介護支援ボランティア制度の実施状況について御報告します。資料5を御覧ください。1の介護支援ボランティア制度の概要ですが、目的や対象者については例年御報告しているものと変わりはありませんので、説明を省略させていただきます。(3)のポイント換金について、こちらも例年と変わりはありません。介護支援ボランティアには、それぞれ

介護支援スタンプ手帳というスタンプカードみたいなものを交付していますので、実際に活動していただいたときに、こちらの手帳に1時間程度の活動に対してスタンプが1個押されることとなります。こちらのスタンプ数に応じて、ポイントが付与されることになって、1ポイントにつき100円で換金できるという制度になっています。

2の登録者数です。昨年度は、2人の方に新たに御登録いただきまして、登録を更新していただいた方と合わせて、現在21人の方が介護支援ボランティアとして登録していただいています。新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの施設がボランティアの受入れを控えているところがありますので、市としても大々的に新規の登録者の方を募るといった活動ができずにいる状況にあります。

3の活動実績です。昨年度、新たに1施設に受入れを御登録いただきまして、現在31施設に御登録いただいています。活動回数については140回、活動期間については表記のとおりになります。

4のポイント換金実績です。昨年度は4人の方がポイント換金を行って1万4,400円分の換金を受けています。このポイントについて少し補足しますが、1ポイントにつき100円なので、144ポイント分が換金されたこととなります。一方で、活動回数としては140回となっています。ポイントの付与については、1時間程度の活動に対して1ポイントになりまして、1日に最大2ポイントを付与できるというルールになっていますので、例えば1回の活動で2時間程度活動された場合については、活動回数は1回だけれどもポイント数は2ポイントということが起こり得ます。一方で、活動されても換金をしないというケースもあると聞いていますので、必ずしも活動回数と換金実績については一致しないということを御注意いただければと思います。

令和3年度介護支援ボランティア制度の実施状況について、御報告は以上となります。

橋本 会長… 1年間で140回の活動があったということでありまして。現在、コロナ禍でありますので、必ずしも活発に活動できないところがありますが、新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後、こういう活動は大変重要で大切な活動かと思えます。今のところ、このような状況だということで御報告を頂きました。

⑤令和3年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について

橋本 会長… 報告事項の5点目、令和3年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況についてということで御説明をお願いします。

佐瀬 係長… 令和3年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について御

報告します。こちらの事業は令和元年度から実施していきまして、今まで介護保険運営協議会には特に御報告をしていなかったのですが、介護人材の確保に係る取組にもなりますので、今年度から報告事項として御報告させていただければと思っています。

資料6を御覧ください。1、概要の(1)目的に記載のあるとおり、主に介護の仕事について未経験の方を対象に、市内事業所で就労するにあたって、研修の費用を補助して介護人材の確保を図る事業になります。

(2)の対象となる研修については、介護職員初任者研修と生活援助従事者研修の2種類となっていて、どちらも介護に関する資格の入門編のような研修になっています。

(3)の対象者です。研修を受講してから3か月以内に市内の事業所に就業し、かつ3か月以上継続して働いていらっしゃる方が対象になります。

(4)補助金上限額は6万6,000円となっています。

続いて2の補助金交付実績です。先ほどお伝えしたように、令和元年度から開始した事業になりますので、元年度からの実績を記載しています。昨年度の実績が非常に大きく伸びまして、元年度と2年度の合計を超える68万4,000円分の交付を実施しています。なお、こちらの事業については、東京都から4分の3の補助を受けて実施している事業になります。ちなみに表を見て一目瞭然ですが、補助金を申請された方の全てが初任者研修を受講されていて、生活援助従事者研修については、申請された方は今のところいらっしゃらないという状況になります。

令和3年度介護未経験者研修費用補助金交付事業の実施状況について、御報告は以上となります。

橋本 会長… こういう事業もあるということで、利用していただければと思います。

⑥令和3年度介護サービス相談員活動報告について

橋本 会長… 報告事項の6点目、令和3年度介護サービス相談員活動報告についてということでよろしくお願いします。

計画・事業推進係 大嶽… 令和3年度介護サービス相談員活動報告について御報告いたします。

資料7をお願いいたします。こちらは例年御報告している内容のものになりますが、3年度の状況について御報告いたします。1番の事業の目的や2番の実施根拠については昨年度と変更ございません。

3番の介護サービス相談員の数については、令和3年度末時点で14人となっております、令和2年度と比較して3人減少となっております。

4番の訪問施設についても、昨年度と変更はございません。

おめくりいただきまして、5番の令和3年度活動状況を御覧ください。訪問活動につきましては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感

染症対策及び施設の面会制限のため全て中止といたしました。介護サービス相談員会議につきましては2回開催し、うち1回は通常どおり皆様にお集まりいただいていた開催とさせていただきました。介護サービス相談員を対象にした研修につきましては、現任研修をオンラインで開催し、対象の6人全員が受講しました。

なお、令和4年度、今年度につきましては、新たに介護サービス相談員の委嘱を現在進めており、この委嘱に必要な研修の一環として委嘱予定者と既に委嘱されている介護サービス相談員がペアとなって施設を訪問し、介護サービス相談員の通常の訪問活動を見学する実習を実施いたしました。また、中止しております施設への訪問活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、施設側との協議を丁寧に行いながら、再開のタイミングを探ってまいりたいと考えております。

御報告については以上となります。

橋本 会長… 大変有効性のある事業なのですが、これも新型コロナウイルス感染症の影響を大変受けているということで御報告いただきました。担当するほうとしては、つらかろうと思います。

⑦隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… それでは、報告事項7点目、隣接市の地域密着型サービス事業者の指定についてということで御説明をお願いします。

佐瀬 係長… こちらについては毎回特に御説明をしておりませんで、資料からこれらの事業所を指定したということでお読み取りいただいている形になりますので、よろしく願いいたします。

橋本 会長… これは隣接市にある事業所で国分寺市民の方が利用しているところですので、御了解いただきたいと存じます。

⑧国分寺市介護保険事業計画に基づく施設整備事業者再公募について

橋本 会長… 報告事項の8点目、国分寺市介護保険事業計画に基づく施設整備事業者再公募についてということで、事務局、御説明をお願いします。

佐瀬 係長… 国分寺市介護保険事業計画に基づく施設整備事業者再公募について御報告します。こちらは特に資料は御用意をしていません。第8期計画に基づく施設整備についてですが、第8期は、認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、こちらを1事業所、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護、それぞれ「小多機」「看多機」と省略しますが、こちらを1事業所、介護老人保健施設、「老健」と省略しますが、こちらを1施設、それぞれ整備する予定になっています。昨年11月9日開催の第3回介護保険運営協議会で御報告したとおり、グループホームと小

多機については昨年度の公募で事業者の選定を終えて、現在は東京都との補助金の協議に入っているところです。一方で、老健については事業者の応募がなかったために今回再公募ということで募集を開始しております。前回までは募集期間を1か月強として公募をしていたのですが、今回は長めに取ろうということで7月25日から12月16日までのおおむね5か月間の募集期間を設けて公募を行っているところです。

今後については、応募締切り後、年明けから選定作業を開始して、今年度中に事業者の選定を終えるというスケジュールになっています。

国分寺市介護保険事業計画に基づく施設整備事業者再公募について、御報告は以上となります。

橋本 会長… 先ほど老健についてもニーズが高いのではないかというお話もありましたが、今、施設整備というのはなかなか難しいですね。上手くいただきたいと思います。

◎ その他

事務連絡のため省略

4 閉会

橋本 会長… 時間が延びてしまったのですが、協議のところでたくさんの御発言いただきましてありがとうございました。それを元に、また次回の協議会で資料が提示されると思います。

本日は大変活発な御論議いただきまして、ありがとうございました。閉会いたします。